

り 災 証 明 書

申請者	住 所
	氏 名
り災者	建物所在地
	氏名
	建物用途 <input type="checkbox"/> 住 家 <input type="checkbox"/> 建物以外 <input type="checkbox"/> 非住家
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他
	被害状況（内容）
り災原因	<p style="text-align: center;">_____年 月 日_____に発生した</p> <p style="text-align: center;">_____による。</p>

上記のとおり相違ないことを証明します。

_____年 月 日

千 第 _____号

千葉市長 神 谷 俊 一

り 災 証 明 申 請 書

(宛先) 千葉市長

り災者	(フリガナ) 氏 名			
	建物所在地			
	電話番号 (日中)	-	-	
	建物用途 (どちらかにチェックをしてください)	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 建物以外	
	現在の連絡先 (り災住所と同じ場合は記載不要です。) 住 所			
	電話番号 (日中)	-	-	
り災者と申請者が異なる場合は、申請者欄にも記入願います。				
申請者	(フリガナ) 氏 名 (り災者と同じ場合は記載不要です。)			
	り災者との関係			
	住 所 (り災住所と同じ場合は記載不要です。)			
	電話番号 (日中)	-	-	
申請理由				
必要枚数	枚			
被害状況				
り災原因		年 月 日に発生した	による。	

上記のとおり、り災したことを証明願います。

10-2 義援金領収書の様式

義援金領収書					
	No. _____				
金額	¥ _____				
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>					
以上のおとり受領いたしました。					
ご好意に厚く御礼申し上げます。					
	年 月 日				
_____	様				
	千葉市〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 印				

10-3 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が 1 以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が 1 以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 ……の県が 1 以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5% ……の県が 1 以上 ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上 ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上 ただし、 火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(2) 局地激甚災害指定基準 (局激)

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する場合</p> <p>(イ) <u>共通</u> 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 (1千万円以上) \gt 当該市町村の標準税収入 \times 50% (ただし、これに該当する市町村の当該査定事業費を合算した額が概ね1億円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) <u>標準税収入50億円以下の市町村</u> 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 (2億5千万円超) \gt 当該市町村の標準税収入 \times 20%</p> <p>(ハ) <u>標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村</u> 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 \gt 当該市町村の標準税収入 \times 20% + { (当該市町村の標準税収入 - 50億円) \times 60% }</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3) 又は (4) に掲げる災害に該当するものに限る。) 。</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3) 又は (4) に掲げる災害に該当するものに限る。) 。</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3) 又は (4) に掲げる災害に該当するものに限る。) 。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 \gt 当該市町村の漁業所得推定額 \times 10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) \gt 当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門) \times 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05% 未満のものを除く。) かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 \gt 300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 \gt 当該市町村の私有林面積 (人工林に係るもの) \times 25%</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

10-4 災害復旧に伴う国の財政援助等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき援助される事業は概ね次のとおりである。

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)第 3 条第 1 項第 1 号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第 3 条
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第 3 条第 1 項第 3 号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第 3 条第 1 項第 4 号
社会福祉施設災害復旧事業 〔保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設〕	予算補助	激甚法第 3 条第 1 項第 5 項～第 9 号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び 感染症予防事業	予算補助	激甚法第 3 条第 1 項第 10 号及び第 11 号
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内 公共的施設区域外〕	—	激甚法第 3 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
^{たん} 湛水排除事業	—	激甚法第 3 条第 1 項第 14 号
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設の災害復旧事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第 5 条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第 6 条
天災による被害農林水産者等に対する 資金融通	天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第 8 条

事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例		激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	—	激甚法第21条
災害（罹災者）公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助